

若年性認知症利用者（入居者・ 入所者・患者）受入加算算定の ガイドブック

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は若年性認知症利用者（入居者・入所者・患者）受入加算算定に関する前提情報を把握するために活用いただける資料となっています。具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。

目次

- はじめに
- 若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算とは？
- 若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の単位数
- 若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の算定要件
- 各加算の対象サービス種別
- 若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の留意点
- 若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の留意点(Q&A)

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算とは？

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算とは、介護事業所・施設において、若年性認知症の方を受け入れ、専門のスタッフが中心となり、利用者の特性、ニーズに応じたサービスを提供する体制を整備していることを評価する加算です。

2018年度介護報酬改定では、これまで通所介護や認知症対応型共同生活介護などに設けられていたこの加算について、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護医療院なども対象に加わりました。

2021年度改定での変更点はありません。

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の単位数(1)

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算で算定できる単位数は以下の通りです。

(介護予防)短期入所生活介護 120単位／日

短期入所療養介護 120単位／日 ※特定の場合:60単位／日

介護予防短期入所療養介護 120単位／日

(介護予防)特定施設入居者生活介護 120単位／日

介護老人福祉施設 120単位／日

介護老人保健施設 120単位／日

介護療養型医療施設 120単位／日

介護医療院 120単位／日

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の単位数(2)

(介護予防)認知症対応型通所介護 60単位／日

小規模多機能型居宅介護 800単位／月

介護予防小規模多機能型居宅介護 450単位／月

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 120単位／日

地域密着型特定施設入居者生活介護 120単位／日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 120単位／日

看護小規模多機能型居宅介護 800単位／月

通所介護 60単位／日

通所リハビリテーション 60単位／日

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の算定要件

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・受け入れた若年性認知症の利用者(入居者・入所者・患者)ごとに個別の担当者を定めていること
- ・個別の担当者を中心に、若年性認知症の利用者(入居者・入所者・患者)の特性やニーズに応じたサービスを提供すること

各加算の対象サービス種別(1)

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

【若年性認知症利用者受入加算】

通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、
(介護予防)短期入所療養介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、
(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護
看護小規模多機能型居宅介護

【若年性認知症入居者受入加算】

(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

各加算の対象サービス種別(2)

【若年性認知症入所者受入加算】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【若年性認知症患者受入加算】

介護療養型医療施設

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の留意点

各加算について、以下に留意してください。

* 若年性認知症利用者受入加算の留意点

通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護において、認知症加算を算定している場合は、若年性認知症利用者受入加算は算定できません。

* 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護において、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合には、若年性認知症利用者受入加算は算定できません。

* 若年性認知症入所者受入加算の留意点

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合には、若年性認知症入所者受入加算は算定できません。

* 若年性認知症患者受入加算の留意点

介護療養型医療施設において、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合には、若年性認知症患者受入加算は算定できません。

若年性認知症利用者（入居者・入所者・患者）受入加算の留意点（Q&A）

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）平成30年3月23日 問40

Q.

若年性認知症利用者受入加算について、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護のように月単位の報酬が設定されている場合、65歳の誕生日の前々日が含まれる月はどのように取り扱うのか。

A.

本加算は65歳の誕生日の前々日まで対象であり、月単位の報酬が設定されている小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護については65歳の誕生日の前々日が含まれる月は月単位の加算が算定可能である。

若年性認知症利用者（入居者・入所者・患者）受入加算の留意点（Q&A）

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）平成30年3月23日 問101

Q.

一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上になっても対象のままか。

A.

65歳の誕生日の前々日までは対象である。

若年性認知症利用者（入居者・入所者・患者）受入加算の留意点（Q&A）

平成21年4月改定関係Q&A（Vol.1）平成21年3月23日 問102

Q.
担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。

A.
若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。

若年性認知症利用者（入居者・入所者・患者）受入加算の留意点（Q&A）

平成21年4月改定関係Q&A（Vol.1）平成21年3月23日 問102

Q.
担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。

A.
若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の留意点(Q&A)

平成21年4月改定関係Q&A(Vol.2) 平成21年4月17日 問24

Q.

若年性認知症利用者受入加算について、個別の担当者は、担当利用者がサービス提供を受ける日に必ず出勤していなければならないのか。

A.

個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが、当該利用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。

若年性認知症利用者(入居者・入所者・患者)受入加算の留意点(Q&A)

平成21年4月改定関係Q&A(Vol.2)平成21年4月17日 問43

Q.

若年性認知症利用者受入加算について、介護予防通所介護や介護予防通所リハビリテーションのように月単位の報酬が設定されている場合、65歳の誕生日の前々日が含まれる月はどのように取り扱うのか。

A.

本加算は65歳の誕生日の前々日までを対象であり、月単位の報酬が設定されている介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションについては 65歳の誕生日の前々日が含まれる月は月単位の加算が算定可能である。

ただし、当該月において65歳の誕生日の前々日までにサービス利用の実績がない場合は算定できない。